

訪問診療のご案内



社会医療法人社団千葉勤労者医療協会

花園診療所

住所：千葉市花見川区花園 2-8-23

電話：043 (272) 7200(代)

はじめに

このたびは、花園診療所の訪問診療をご利用いただきありがとうございます。当花園診療所は、1957年（昭和32年）の開設以来「いつでも、どこでも、だれでもよい医療を」と医療を展開してまいりました。

当診療所は在宅療養診療所として登録し、実績や経験があります。現在は、千葉健生病院、北部診療所、稲毛診療所と連携し24時間対応できる体制を確保しています。ケアマネジャーや訪問看護ステーション、薬局とも連携していますのでご相談ください。ご自宅での療養生活の援助が出来るように取り組んでいきたいと考えています。

所長 本田悦功

1. 訪問診療について

- ◆病状に応じて、定期的に月2回または、1回の往診となります。医師と看護師が伺います。往診の曜日をご相談のうえ、決めさせていただきます。順番はその日の病状や、地域にもよりますので、お時間の指定は基本的にはできませんが、緊急時等にご相談下さい。往診の予定日は、事前にご連絡致しますので、都合がつかない場合は調整させていただきます。
- ◆緊急の入院や退院した際は、日程が決まりましたらご連絡ください。できるだけ早めに退院後の往診に伺います。施設などのシュートスティや入所等についても、日程をご連絡ください。
- ◆具合が悪くなった時は、診療時間内は診療所にご連絡ください。休日・深夜その他、診療所があいていない時間帯は待機の電話にご連絡ください。当診療所の訪問診療は在宅で安心して療養ができるように24時間、365日対応しています。
- ◆訪問看護の24時間契約をされている方は、緊急時は訪問看護ステーションの携帯にご連絡ください。医師と相談し、病状によっては臨時の往診をすることもあります。

2. ご家族の同席について

◆訪問診療時は、できるだけご家族の同席をお願いします。ご本人からだけでなくご家族からの情報を聞くことで、より正確な診療を行うことができ、ご家族にも治療方針を聞いていただくことができます。都合により同席できない際はノート等をご用意いただければ、活用させていただきます。

3. お薬（処方箋）について

◆定期薬は訪問診療時に、医師が必要なお薬を処方します。

処方箋の有効期限は、発行日を含めて4日以内です。有効期限内に薬を受け取ってください。

◆保険調剤薬局では、お薬を取りに来院できない場合は、薬剤師による訪問配達の制度もありますので、薬局でご相談ください。

（初回に契約が必要となります。1回500円、薬の内容により追加あり）

4. 居宅療養管理指導料について

◆訪問診療をご利用になり、介護保険サービスをご利用されている方は、介護保険より「居宅療養管理指導料」を医療費と併せて請求させていただいております。「居宅療養管理指導料」とは医療機関が居宅介護支援事業者に対して、患者様についての居宅支援事業サービス計画作成の際に、必要な助言や指導を行います。（文章を基に説明させていただきます）



5. 訪問診療料のお支払いについて

◆花園診療所での往診の会計については、翌月にまとめてお支払いいただいております。基本的に銀行の口座引き落としによるお支払いをお願いしております。翌月の27日頃の引き落としとなります。手続きについては、所定の申込用紙に記入していただき、銀行届出印を3カ所押印していただきます。毎月15日までの手続きで、翌月27日頃の引き落としとなります。15日を過ぎますと、翌月の往診料といっしょに、翌々月の引き落としとなります。ご希望の場合は、診療所窓口でもお支払は可能です。会計についてわからない点や質問がありましたら、診療所事務にご連絡ください。

基本負担額

<ご自宅の方>

内容	月2回以上（難）	月2回以上	月1回
訪問診察料	1660円	1660円	830円
単一建物 1人	5400円	4500円	2760円
居宅療養指導料	584円	584円	503円
交通費（1回540円）	1080円	1080円	540円
合計	8724円	7924円	4633円

<施設入所の方>

内容	月2回以上（難）	月2回以上	月1回
訪問診察料	1660円	1660円	830円
単一建物 1人	3900円	3200円	1980円
単一建物10人未満	3240円	1700円	1080円
居宅療養指導料	584円	584円	503円
交通費	1080円	1080円	540円
合計；単一 1人	7224円	6524円	3853円
；単一2～9人	6564円	5024円	2953円

保健適応外自費費用（車代）

2Km 未満： 1 回につき 500円+消費税

2Km 以上： 1 回につき 1000円+消費税

*臨時往診や処置を実施している方は、別途費用がかかります。

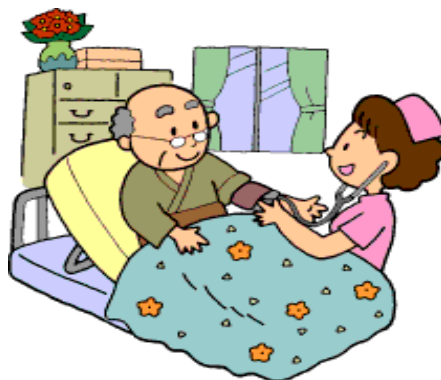
6. 訪問診療の開始前に必要なもの

診療を円滑に継続するため、次のもののご提示をお願いします。

変更や更新された場合は必ず、ご提示とともにコピーを取って下さいますようお願い致します。

○健康保険証・○介護保険証・○特定疾患医療受給者証・○医療費減免証

○以前に通院されていた医療機関からの、診療情報提供書やお薬手帳等



花園診療所：居宅介護支援事業所

介護保険の利用や、福祉サービスのご相談を承ります

電話：043（272）7202

はなぞの薬局（お薬の相談）

住所：千葉市花見川区花園2-8-20

電話：043-274-8411

まくはり訪問看護ステーション

ご家庭での療養をお手伝いします

住所：千葉市花見川区幕張町5-392-3

電話：043（272）3335